

## 2011年度 中央大学特定課題研究費－研究報告書－

所属	法務研究科	身分	教授
氏名	伊藤 壽英		
NAME	ITO, Hisaei		

## 1. 研究課題

(和文) 金融危機後における決済システムの法的保護について

(英文) Legal Protection of Payment System after Financial Crisis

## 2. 研究期間

2年間

## 3. 研究の概要（背景・目的・研究計画・内容および成果 和文600字程度、英文50word程度）

(和文)

サブプライム危機によって、各国で金融・監督規制の改革が試みられたが、とくにカウンター・パーティリスクを不透明にするデリバティブ取引を規制するため、OTC取引にも清算義務を課し、金融システム上重要な金融機関に資本バッファを積み増すことを要求した（アメリカのドッド＝フランク法、イギリスの銀行法改正など）。このように、グローバルにリスクが伝播することを防止するためには、決済システムを保護する手段が有用であることが明らかになってきた。このようなインプリケーションは、伝統的な金融取引に対する法的規制にも適用可能と考えられるので、わが国の銀行取引における実務と判例法理の分析を通じて、その点を明らかにしようと試みた。すなわち、まず、イギリスの独立銀行委員会の中間報告を基礎に、Too Big to Fail政策を転換するために、銀行破綻処理のための特別枠組みを整備するだけでは、システム的・リスクを回避できること、金融事業のうち、リテール・バンキングを切り離して監督規制する必要があることを分析したうえで、決済システムの監督権限を金融サービス機構からイングランド銀行へ移転する法改正を検討した。そして、リテール・バンキングに対する規制が銀行・顧客間の取引にどのように影響するかを比較・分析するために、わが国の銀行実務における約定書の役割・判例法理を題材に、顧客=債務者の将来キャッシュ・フローをすべて担保として期待できる銀行の地位が、かえってリスク回避能力を退化させて、リスク管理上好ましくないか、という仮説を提示しようと考えている。本研究は、イギリスの銀行法改正と日本の銀行実務に重点を置いたが、今後はアメリカやEUの動き、グローバルな活動をする投資銀行の破綻処理、およびわが国への示唆を踏まえて、決済システムの法的保護を通じた金融システムの安定化に関する研究を発展させることとする。

（英文）

After subprime crisis, several jurisdictions tried to reform financial regulations to reduce counterparty risk and to require capital absorbing devices. It is clearly important to protect the payment/settlement system to prevent the global systemic risk. This implication could apply to regulations for not only OTC derivative transaction but also traditional financial products. This study focuses on the recent reform to banking law in UK and the case law relating to banking business in Japan.

4. おもな発表論文等（予定を含む）

【学術論文】（著者名、論文題目、誌名、査読の有無、巻号、頁、発行年月）

伊藤壽英「イギリスにおける近時の金融制度改革論議—独立銀行委員会の中間報告について」

比較法雑誌 45 卷 3 号 103 頁（20011 年 9 月）

伊藤壽英・大野正文「商事留置権にもとづく手形の取立と銀行による弁済充当（1）」中央

ロー・ジャーナル 9 卷 2 号 63 頁（2012 年 9 月）

伊藤壽英「デリバティブ取引の清算義務」比較法雑誌 47 卷 4 号（2014 年 3 月予定）

【学会発表】（発表者名、発表題目、学会名、開催地、開催年月）

【図 書】（著者名、出版社名、書名、刊行年）

【その他】（知的財産権、ニュースリリース等）